

【参 考】

集会の自由に関する最高裁判例

事 件 名	事 実 の 概 要	判 例 の 概 要
<p>皇居前広場事件 (S28.12.23大法廷)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆S26. 11. 10、メーデーのための皇居外苑使用許可申請 ◆S27. 3. 13不許可（厚生大臣） ◆この不許可処分は、表現の自由を保障する憲法21条に照らして判断されるべき、皇居外苑の管理に関する「国民公園管理規則」4条の趣旨を誤解し、また団体行動権を保障する憲法28条に違反するとして、処分取消し求め出訴：第1審（東京地裁）不許可処分取消／第2審（東京高裁）原告の請求棄却（メーデー期日経過） 	<p>上告棄却（メーデー期日経過）</p> <p>「念のため」という形式で、次のとおり不許可処分が違法でない旨の実体判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共福祉用財産の管理権者は、当該公共福祉用財産の種類に応じ、また、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達せしめるよう適正に管理権を行使すべきであり、その使用の許否は自由裁量に属するものではない。 ◆本件不許可処分は、本件申請を許可すれば、長時間に亘り一般国民の公園としての本来の利用が全く阻害されること等を理由としてなされたことが認められる。
<p>泉佐野市民会館事件 (H7.3.7第三小法廷)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆S59. 4. 2、「関西新空港反対総決起集会」のため市立泉佐野市民会館ホールの使用許可を申請 ◆同4. 23不許可（総務部長専決：本件会館使用による不測の事態への憂慮・周辺住民の平穏な生活脅かすおそれ、対立する他の過激派集団介入の懸念） ◆国家賠償法による損害賠償請求：第1審（大阪地裁）請求棄却／第2審（大阪高裁）請求棄却 	<p>上告棄却</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本件条例7条1号（公共の秩序をみだすおそれ）は、本件会館における集会の自由を保障する重要性より、本件会館で集会が開かれることにより生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止する必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべき ◆その危険性の程度は、単に蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要
<p>上尾市福祉会館事件 (H8.3.15第二小法廷)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆H元. 12. 16、殺害された労働組合関係者を追悼する合同葬のため上尾市福祉会館大ホールの使用許可を申請 ◆H元. 12. 26不許可（館長専決：反対派の合同葬妨害などによる混乱の懸念、同会館内他施設の利用への支障） ◆国家賠償法による損害賠償請求：第1審（浦和地裁）賠償額22万円余／第2審（東京高裁）控訴人敗訴部分の取消・被控訴人請求棄却（＝不許可処分適法） 	<p>原判決破棄・高裁差し戻し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本件条例6条1項1号は、会館の管理上支障が生ずるとの事態が、許可権者の主観による予測だけでなく、客観的な事実に照らして明らかに予測される場合に初めて、許可しないことができることを定めたものと解すべき ◆殺害事件が内ゲバにより引き起こされた可能性が高いとしても、そのこと以上に本件合同葬にまで妨害による混乱が生ずるおそれがあるとは考え難い状況
<ul style="list-style-type: none"> ◆同規則4条による許可・不許可は、厚生大臣の有する国民公園管理権の範囲内のことであり、憲法21条・28条違反ということはできない。 ◆上記事由の存在の肯認には、許可権者の主観による予測だけでなく、客観的な事実に照らし具体的に明らかに予測されることが必要 ◆本件不許可処分は、実質上の主催者と目される過激派が、対立する他の過激派と暴力による抗争を続けてきたという客観的な事実からみて、本件会館の職員、通行人、付近住民等の生命、身体又は財産が侵害される事態を生ずることが、具体的に明らかに予見されることを理由とするもの ◆反対派による実力行使による紛争のおそれを理由に公の施設の利用を拒めるのは、公の施設の利用関係の性質に照らせば、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないなど特別な事情がある場合に限られるというべき ◆本件不許可処分時において、合同葬のための本件会館の使用により、「会館の管理上支障がある」事態が生ずることが、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測されたといえず、本件不許可処分は、本条例の適用解釈を誤っており違法 		

【参 考】

名 誉 毀 損 に 関 する 最 高 裁 判 例

事 件 名	事 実 の 概 要	判 例 の 概 要
<p>北方ジャーナル事件 (S61.6.11大法廷)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆S54.2.23発売予定「北方ジャーナル」に、知事選（同年4月）立候補予定者が候補者として不適格との記事掲載を準備 ◆S54.2.26、立候補予定者が印刷、製本、販売・頒布の禁止等を命ずる仮処分申請（即日仮処分決定：札幌地裁） ◆出版社が立候補予定者及び国に対し損害賠償請求（一審・二審とも敗訴） ◆出版社が、前記仮処分は憲法21条の禁止する検閲及び事前抑制に当たり表現の自由を侵害するとして上告 	<p>上告棄却</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆憲法第21条前段にいう検閲とは、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発売前にその内容を審査したうえ、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべき ◆一定の記事を記載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、頒布等の仮処分による事前差止は、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無等を心理判断して発せられるものであって、「検閲」には当たらないというべきであり、本件仮処分命令を発したことは「検閲」に当たらない。 ◆表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものであり、表現行為に対する事前差止は、原則として許されないもの ◆ただし、その表現の内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、例外的に事前差止が許容されるというべき ◆本件記事は、知事選立候補予定者の評価という公共的事項に関するもので、原則的には差止を許容すべきでない類型に属するものであるが、記事内容・記述方法に照らし、それが被上告人に対することさらに下品で侮辱的な言辞による人身攻撃等を多分に含むものであって、到底それが専ら公益を図る目的のために作成されたということとはできず、かつ真実性に欠けることが明らかであったというべきところ、本件雑誌の発行部数が25,000部であり、知事選を二ヶ月足らず後に控えた被上告人としては、本件記事を掲載する雑誌の発行によって事後的には回復しがたい重大な損失を受ける虞があったということができ、本件仮処分は、差止請求権の存否にかかわる実体面において、憲法上の要請を満たしていたというべき